

調査業種の定義と範囲

1 ソフトウェア業

主たる業務として、電子計算機のプログラム（受注ソフトウェア、ソフトウェア・プロダクト[業務用パッケージソフトウェア（箱等にパッケージングされているソフトウェア）、組み込みソフトウェア、ゲーム用ソフトウェア]）の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス業務を行う事業所です。

2 情報処理・提供サービス業

主たる業務として、①電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス、②電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス、③各種（不動産情報、気象情報、科学技術情報など）のデータを収集、加工、蓄積し情報として提供するデータベースサービス、④ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス、⑤市場調査、世論調査などの各種調査サービス、⑥ASPなどの業務を行う事業所です。

3 インターネット附随サービス業

主たる業務として、インターネットを通じて通信及び情報サービスに関する事業を行う事業所であって、他に分類されないポータルサイト・サーバ運営等の業務を行う事業所です。

4 冠婚葬祭業（平成21年新規業種）

主たる業務として、①葬儀業（斎場、式場、ホール等）、②結婚式場業（結婚式場）、③冠婚葬祭互助会事業所を営む事業所です。

5 映画館（平成21年新規業種）

主たる業務として映画上映を営む事業所（映画館）で、映画配給会社と一定期間上映契約を結び映画の配給を受け、定期的又は継続的に映画興行を行う常設館をいいます。

6 興行場、興行団（平成21年新規業種）

主たる業務として、①劇場、②興行場、③劇団、④楽団、舞踊団、⑤演芸・スポーツ等興行団の業務を営む事業所です。

7 スポーツ施設提供業（平成21年新規業種）

主たる業務として、興行的でないスポーツ（アマチュア競技）を行うための、①スポーツ施設提供業、②体育館、③ゴルフ場、④ゴルフ練習場、⑤ボウリング場、⑥テニス場、⑦バッティング・テニス練習場、⑧フィットネスクラブの業務を行う事業所です。

8 公園、遊園地・テーマパーク（平成21年新規業種）

主たる業務として娯楽を提供することを営む事業所のうち、下記の定義に基づく業務・施設等

を有する事業所です。

- ① 公園とは、〇〇公園などと呼ばれている事業所で、入場（園）料を徴収することで入場でき、樹木、池等の自然環境を有して、娯楽を提供し、又は休養を与える事業所をいいます。
- ② 遊園地とは、主として屋内、屋外を問わず、常設の遊戯施設を3種類以上有し、フリーパスの購入もしくは料金を支払うことにより施設を利用できる事業所をいいます。
- ③ テーマパークとは、入場料をとり、特定の非日常的なテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連する常設かつ有料のアトラクション施設を有し、パレードやイベントなどを組み込んで、空間全体を演出する事業所をいいます。

9 機械修理業

主たる業務として、顧客の要請に応じて、①一般機械の修理、②建設機械及び鉱山機械の整備修理の業務を行う事業所です。なお、電気機械器具修理業を除きます。

10 電気機械器具修理業

主たる業務として、顧客の要請に応じて電気機械器具の修理業務を行う事業所です。

11 各種物品賃貸業

主たる業務として、総合リース業又はその他の各種物品賃貸業を営む事業所です。

総合リース業の調査対象は、産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが①産業用機械器具賃貸業、②事務用機械器具賃貸業、③自動車賃貸業、④スポーツ・娯楽用品賃貸業、⑤その他の物品賃貸業のうちの3項目以上にわたるかつ賃貸する期間が1年以上にわたるものでその期間中に解約できる定めがない条件で賃貸する業務を行う事業所です。

その他の各種物品賃貸業の調査対象は、物品賃貸業のうち、①産業用機械器具賃貸業、②事務用機械器具賃貸業、③自動車賃貸業、④スポーツ・娯楽用品賃貸業、⑤その他の物品賃貸業のうちの3項目以上にわたる物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務を行う事業所です。

12 産業用機械器具賃貸業

主たる業務として、各種産業用に供する生産設備、機械器具（産業機械、工作機械等）若しくは各種の建設工事に用いる建設機械器具（オペレータ付きを含む）の賃貸業務を行う事業所です。

13 事務用機械器具賃貸業

主たる業務として、事務用機械器具、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を行う事業所です。

14 自動車賃貸業

主たる業務として、特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、主に自動車（乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両、二輪自動車など）である場合の業務を行う事業所であり、自動車リース業、レンタカー業が含まれます。

15 **スポーツ・娯楽用品賃貸業**

主たる業務として、特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、主にスポーツ・娯楽用品（運動会用具、スキーなど）である場合の業務を行う事業所です。

16 **その他の物品賃貸業**

主たる業務として、特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、主に①映画・演劇用品、②音楽・映像記録物、③貸衣しょう、④他に分類されない物品（医療・福祉用具、美術品、観葉植物、観賞魚、本、楽器など）である場合の業務を行う事業所です。

17 **計量証明業**

主たる業務として、顧客の要請に応じて、①貨物の質量、体積などを計量し、その結果を証明する業務（一般計量証明業務）、②環境の状態に関して、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、その結果を証明する業務（環境計量証明業務）、③上記以外で貨物以外の質量などの計量証明、環境以外の濃度などの計量証明業務（その他の計量証明業務）を行う事業所です。

18 **学習塾**（平成21年新規業種）

主たる業務として、小学生、中学生、高校生などを対象として、常設の施設において、学校教育の補習教育又は学習指導を行う事業所（校舎、教室）です。

19 **教養・技能教授業**（平成21年新規業種）

主たる業務として、①音楽教授業、②書道教授業、③生花・茶道教授業、④そろばん教授業、⑤外国語会話教授業、⑥スポーツ・健康教授業、⑦その他の教養・技能教授業を行う事業所です。

20 **広告業**

主たる業務として、①広告代理業など、依頼人のために、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成等、総合的なサービスを提供する事業所、新聞、雑誌その他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する業務、②看板など、屋外において広告物の表示を行う業務、③フリーペーパー、ミニコミ紙など、自ら広告媒体を発行し、広告収入を得る業務、④折込み広告、ダイレクトメールなどの業務を行う事業所です。

21 **デザイン業**

主たる業務として、顧客の要請に応じて工業的・商業的製品又はその他の造形物、装飾の製造・製作に関し、販売を目的に用途、材質などについて設計、表現する業務を行う事業所です。

22 **機械設計業**

主たる業務として、顧客の要請により、機械、電気工学を基本として創意、考案し、機械の物理的実体の具体的構造を決定して、その機械を製造するための計画組立図面及び設計書等の作成並びに、制作可能な詳細図面を作成する業務を行う事業所です。